

三監告示第 6 号

財政援助団体監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づいて行った財政援助団体監査について、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果を次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 監査の概要 | 「平成 28 年度 財政援助団体監査結果報告書（中間支援組織運営補助金ほか 3 事業）」のとおり |
| 第 2 | 財政援助団体の概要 | 同 上 |
| 第 3 | 監査の結果 | 同 上 |
| 第 4 | ま と め | 同 上 |

平成28年度 財政援助団体監査報告書
(中間支援組織運営補助金ほか3事業)

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体等に対し、その補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、その補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査するものである。

2 監査の対象

対 象 事 業 [※]	対 象 団 体	所 管 課
中間支援組織運営補助金	特定非営利活動法人 NPOさんじょう	市民部 地域経営課
三条市創作活動支援施設運営補助金	合同会社 燕三条スタイル	市民部 環境課
交通安全協会補助金	公益財団法人 三条市交通安全協会	市民部 健康づくり課
市体育協会補助金	一般社団法人 三条市体育協会	市民部 健康づくり課

※H27年度及びH28年度の当該補助事業の執行状況の監査

3 監査期間 平成28年12月16日から平成29年3月28日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
熊 倉 均

5 監査の方法

監査の対象に示した対象事業の執行に関し、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに関係職員から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

第2 財政援助団体の概要

1 特定非営利活動法人 NPOさんじょう

(1) 対象事業 中間支援組織運営補助金

特定非営利活動法人NPOさんじょうが取り組む中間支援組織運営事業に平成27年度は3,108千円を補助金として交付し、平成28年度は3,108千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	特定非営利活動法人 NPOさんじょう 理事長 川瀬 和敏
所在地	三条市東本成寺2番1号
設立年月日	平成21年3月25日
基本財産額	—
設立目的	地域住民、NPO、行政等が対等な関係を築き、持続的な地域づくりを進めていくための中間支援組織として、三条市の民間非営利組織の構成員相互の協力と資源の相互活用を通じて非営利活動の基盤を強化する事業を行い、以って市民が主体となった、より幸せが感じられる社会の実現に貢献する。
事業内容	1 相談・コーディネーション事業 2 協働促進事業 3 情報受発信及びその支援事業 4 交流・イベント・サロン事業 5 人材の育成・研修及びその支援事業 6 調査・研究事業 7 政策提言事業 8 地域通貨「らて」事業 9 その他目的達成に必要な事業
組織	・役員12人：理事長1人、副理事長1人、理事8人、監事2人 ・職員13人：事務局長1人、事務局職員2人、嘱託職員8人、臨時職員2人

表2 収支状況

(収入)

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
市補助金	3,108,000	3,108,000	0	3,108,000
自主事業収入	1,020,000	2,814,782	1,794,782	1,020,000
合計	4,128,000	5,922,782	1,794,782	4,128,000

(支出)

(単位：円)

項目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
人件費	3,084,000	4,479,734	1,395,734	3,084,000
消耗品費	120,000	379,140	259,140	120,000
電話料	120,000	97,879	△ 22,121	120,000
事務機器借上料	720,000	648,000	△ 72,000	720,000
交通費等	60,000	45,000	△ 15,000	60,000
郵便代等	24,000	273,029	249,029	24,000
合計	4,128,000	5,922,782	1,794,782	4,128,000

(収入) 5,922,782 - (支出) 5,922,782 = 0

(2) 補助対象経費の状況

平成27年度に市が補助金を交付した3,108千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成28年度交付決定額3,108千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区分	平成27年度			
	予算額	決算額		
		合計	補助対象経費	補助対象外経費
人件費	3,084,000	4,479,734	4,479,734	0
消耗品費	120,000	379,140	379,140	0
電話料	120,000	97,879	97,879	0
事務機器借上料	720,000	648,000	648,000	0
交通費等	60,000	45,000	45,000	0
郵便代等	24,000	273,029	273,029	0
合計	4,128,000	5,922,782	5,922,782	0

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区分	平成28年度予算額		
	合計	補助対象予定経費	補助対象外予定経費
人件費	3,084,000	3,084,000	0
消耗品費	120,000	120,000	0
電話料	120,000	120,000	0
事務機器借上料	720,000	720,000	0
交通費等	60,000	60,000	0
郵便代等	24,000	24,000	0
合計	4,128,000	4,128,000	0

2 合同会社 燕三条スタイル

(1) 対象事業 三条市創作活動支援施設運営補助金

合同会社燕三条スタイルが取り組む三条市創作活動支援施設運営事業に平成27年度は2,700千円を補助金として交付し、平成28年度は2,700千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	合同会社 燕三条スタイル 代表社員 小山 雅由
所在地	三条市神明町3番7号
設立年月日	平成26年5月7日
基本財産額	100,000円
設立目的	燕三条地域の持続的発展に寄与することを目的とする。
事業内容	1 アーティスト、クリエイターのマネジメントおよびプロモート業務 2 イベント、展示会等の企画、立案、運営 3 オリジナル商品の企画、制作及び、販売 4 ウェブコンテンツの企画、制作、販売、運営及び管理 5 新規ビジネスの企画開発 6 刊行物の発行 7 広告代理業務 8 PR、広報代理業務 9 旅行業及び旅行業者代理業 10 建築物、室内外の空間利用における企画、運営及びコンサルティング業務 11 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務 12 第一次産業及びそれらの調査、企画並びにコンサルティング業務 13 前各号に附帯する一切の業務
組織	業務執行社員2人（うち代表社員1人）

表2 収支状況

(収 入)

(単位：円)

項 目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
補助金	2,700,000	2,700,000	0	2,700,000
収入	120,000	712,962	592,962	700,000
合 計	2,820,000	3,412,962	592,962	3,400,000

(支 出)

(単位：円)

項 目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
賃借料	388,800	388,800	0	388,800
駐車場使用料	72,000	0	△ 72,000	0
光熱水費	373,992	117,497	△ 256,495	180,000
運営費	360,000	1,068,223	708,223	1,080,000
保険料	83,000	76,840	△ 6,160	80,160
消耗品費	240,000	101,605	△ 138,395	180,000
通信費	174,384	91,486	△ 82,898	120,000
交流促進事業費	120,000	0	△ 120,000	60,000
ハウスクリーニング料金	35,000	36,936	1,936	120,000
諸経費	18,000	12,234	△ 5,766	22,000
セキュリティー費	149,040	162,615	13,575	149,040
修繕費	45,784	8,640	△ 37,144	100,000
地域周辺情報発信用マップ作成費	400,000	764,640	364,640	820,000
周知活動・HP修正費	360,000	9,720	△ 350,280	100,000
合 計	2,820,000	2,839,236	19,236	3,400,000

(収 入) 3,412,962 - (支 出) 2,839,236 = 573,726

(2) 補助対象経費の状況

平成27年度に市が補助金を交付した2,700千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成28年度交付決定額2,700千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区 分	平成27年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
賃借料	388,800	388,800	388,800	0
駐車場使用料	72,000	0	0	0
光熱水費	373,992	117,497	117,497	0
運営費	360,000	1,068,223	1,068,223	0
保険料	83,000	76,840	76,840	0
消耗品費	240,000	101,605	101,605	0
通信費	174,384	91,486	91,486	0
交流促進事業費	120,000	0	0	0
ハウスクリーニング料金	35,000	36,936	36,936	0
諸経費	18,000	12,234	12,234	0
セキュリティー費	149,040	162,615	162,615	0
修繕費	45,784	8,640	8,640	0
地域周辺情報発信用マップ作成費	400,000	764,640	764,640	0
周知活動・HP修正費	360,000	9,720	9,720	0
合 計	2,820,000	2,839,236	2,839,236	0

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区 分	平成28年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予 定 経 費
賃借料	388,800	388,800	0
駐車場使用料	0	0	0
光熱水費	180,000	180,000	0
運営費	1,080,000	1,080,000	0
保険料	80,160	80,160	0
消耗品費	180,000	180,000	0
通信費	120,000	120,000	0
交流促進事業費	60,000	60,000	0
ハウスクリーニング料金	120,000	120,000	0
諸経費	22,000	22,000	0
セキュリティー費	149,040	149,040	0
修繕費	100,000	100,000	0
地域周辺情報発信用HP作成・運営費	820,000	820,000	0
周知活動費	100,000	100,000	0
合 計	3,400,000	3,400,000	0

3 公益財団法人 三条市交通安全協会

(1) 対象事業 交通安全協会補助金

公益財団法人三条市交通安全協会が取り組む交通安全協会事業に平成27年度は3,633千円を補助金として交付し、平成28年度は3,633千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	公益財団法人 三条市交通安全協会 会長 加藤 紋次郎
所在地	三条市旭町二丁目12番9号
設立年月日	昭和47年12月20日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
基本財産額	なし
設立目的	交通道德の向上と交通事故の防止に努め、もって道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的とする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全思想の普及啓発活動及び交通事故防止その他交通の安全に関する広報啓発活動 2 交通安全のための教育訓練 3 街頭における交通安全指導 4 交通安全功労者、優良運転者等の顕彰 5 交通安全用品等の普及促進 6 地方自治体その他の関係機関・団体の行う交通安全事業に対する協力 7 運転免許に関する諸手続その他交通関係法令に関する教示及び相談 8 新潟県の委託を受けて行う事業 9 三条市の助成を受けて行う事業 10 新潟県収入証紙売りさばきその他運転免許更新者等を支援する事業 11 運転免許更新者等に対する証明用写真の撮影に関する事業 12 自動車の登録番号標封印取付に関する受託事業 13 その他本会の目的を達成するために必要な事業
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・役員62人：理事長1人、副理事長4人、理事34人、監事3人、評議員20人 ・職員8人：事務局長1人、事務局職員7人(内 臨時職員3人)

表2 収支状況

(収 入)

(単位：円)

項 目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
繰越金	2,084,200	0	△ 2,084,200	3,538,200
会費	18,300,000	19,356,000	1,056,000	18,000,000
事業収入	48,885,000	55,933,494	7,048,494	52,693,000
助成金	480,000	492,856	12,856	480,000
寄付金	900,000	747,449	△ 152,551	900,000
補助金	3,633,000	3,633,000	0	3,633,000
雑入	356,300	716,902	360,602	357,300
合 計	74,638,500	80,879,701	6,241,201	79,601,500

(支 出)

(単位：円)

項 目	平成27年度			平成28年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
事業費	70,013,500	74,459,984	4,446,484	75,010,500
管理費	4,625,000	4,090,936	△ 534,064	4,591,000
特定預金支出	0	2,311,140	2,311,140	0
経常外費用	0	17,641	17,641	0
合 計	74,638,500	80,879,701	6,241,201	79,601,500

(収 入) 80,879,701 - (支 出) 80,879,701 = 0

(2) 補助対象経費の状況

平成27年度に市が補助金を交付した3,633千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成28年度交付決定額3,633千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区 分	平成27年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
事業費	70,013,500	74,459,984	4,097,332	70,362,652
支部臨時雇い賃金等	5,741,000	5,521,813	3,173,792	2,348,021
市移管事業費	933,000	923,540	923,540	0
その他	63,339,500	68,014,631	0	68,014,631
管理費	4,625,000	4,090,936	0	4,090,936
特定預金支出	0	2,311,140	0	2,311,140
経常外費用	0	17,641	0	17,641
合 計	74,638,500	78,550,920	4,097,332	74,453,588

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区 分	平成28年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予 定 経 費
事業費	75,010,500	4,248,000	70,762,500
支部臨時雇い賃金等	5,616,000	3,315,000	2,301,000
市移管事業費	933,000	933,000	0
その他	68,461,500	0	68,461,500
管理費	4,591,000	0	4,591,000
合 計	79,601,500	4,248,000	75,353,500

4 一般社団法人 三条市体育協会

(1) 対象事業 市体育協会補助金

一般社団法人三条市体育協会が取り組む市体育協会事業に平成27年度は2,545千円を補助金として交付し、平成28年度は2,545千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	一般社団法人 三条市体育協会 会長 野崎 勝康
所在地	三条市新堀2113番地
設立年月日	平成28年4月1日
基本財産額	—
設立目的	当法人は、スポーツの魅力や意義を広く伝え、スポーツの在り方に対する認識を高め、三条市におけるスポーツの普及・振興を図り、健康で快適な市民生活の維持・向上に寄与することを目的とする。
事業内容	1 スポーツの普及・推進に関する事業 2 競技力の向上に関する事業 3 指導者育成に関する事業 4 スポーツ団体の育成・支援に関する事業 5 スポーツ環境の整備・拡充に向けた構想の確立と計画の推進 6 スポーツ施設の管理・運営 7 スポーツに関する調査研究及び情報収集・発信 8 スポーツに関する表彰 9 前各号に掲げる事業に付随又は関連する事業
組織	・役員16人：会長1人、副会長7人、専務理事1人、理事7人、監事2人 ・職員22人：事務局長1人、事務局職員13人、臨時職員8人

表2 収支状況

(収 入)

(単位：円)

項 目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
負担金及び補助金	3,245,000	3,272,000	27,000	3,290,000
加盟団体負担金	700,000	720,000	20,000	700,000
加盟金	0	7,000	7,000	45,000
補助金	2,545,000	2,545,000	0	2,545,000
受託金	1,441,000	1,531,100	90,100	5,021,000
事業受託金	1,411,000	1,411,000	0	4,911,000
申請代行	30,000	40,100	10,100	30,000
鍵管理料	0	80,000	80,000	80,000
財産収入	1,000	1,460	460	1,000
繰入金	1,300,000	950,029	△ 349,971	800,000
雑収入	101,000	108,792	7,792	101,000
繰越金	500,000	545,185	45,185	520,000
合 計	6,588,000	6,408,566	△ 179,434	9,733,000

(支 出)

(単位：円)

項 目	平成 27 年度			平成 28 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
事務費	1,425,000	1,526,057	101,057	5,000,000
旅費	5,000	3,730	△ 1,270	5,000
事務関係費	50,000	42,957	△ 7,043	50,000
通信費	80,000	80,300	300	80,000
会議費	90,000	101,380	11,380	95,000
交際費	100,000	90,000	△ 10,000	100,000
会場借用費	20,000	7,590	△ 12,410	10,000
人件費	1,080,000	1,200,100	120,100	4,660,000
事業費	4,491,000	3,794,001	△ 696,999	4,135,000
体育協会運営費	280,000	110,687	△ 169,313	204,000
市民スポーツ振興事業費	150,000	135,000	△ 15,000	140,000
ジュニアスポーツ育成費	240,000	207,703	△ 32,297	220,000
選手強化費	800,000	549,920	△ 250,080	800,000
受託事業費	1,411,000	1,415,200	4,200	1,411,000
広報費	870,000	907,944	37,944	930,000
地区体協各種大会補助	240,000	240,000	0	240,000
法人格取得関連費	500,000	227,547	△ 272,453	190,000
研修費	150,000	126,272	△ 23,728	140,000
理事研修費	100,000	28,400	△ 71,600	70,000
研修費	50,000	97,872	47,872	70,000
奨励費	150,000	106,000	△ 44,000	106,000
優秀選手餞別費	150,000	106,000	△ 44,000	106,000
負担金	290,000	290,000	0	290,000
予備費	82,000	0	△ 82,000	62,000
合 計	6,588,000	5,842,330	△ 745,670	9,733,000

(収 入) 6,543,000 - (支 出) 5,842,330 = (28 年度繰越金) 566,236

(2) 補助対象経費の状況

平成27年度に市が補助金を交付した2,545千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成28年度交付決定額2,545千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位:円)

区 分	平成27年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
事務費	1,425,000	1,526,057	1,200,100	325,957
旅費	5,000	3,730	0	3,730
事務関係費	50,000	42,957	0	42,957
通信費	80,000	80,300	0	80,300
会議費	90,000	101,380	0	101,380
交際費	100,000	90,000	0	90,000
会場借用費	20,000	7,590	0	7,590
人件費	1,080,000	1,200,100	1,200,100	0
事業費	4,491,000	3,794,001	1,258,631	2,535,370
体育協会運営費	280,000	110,687	110,687	0
市民スポーツ振興事業費	150,000	135,000	0	135,000
ジュニアスポーツ育成費	240,000	207,703	0	207,703
選手強化費	800,000	549,920	0	549,920
受託事業費	1,411,000	1,415,200	0	1,415,200
広報費	870,000	907,944	907,944	0
地区体協各種大会補助	240,000	240,000	240,000	0
法人格取得関連費	500,000	227,547	0	227,547
研修費	150,000	126,272	0	126,272
理事研修費	100,000	28,400	0	28,400
研修費	50,000	97,872	0	97,872
奨励費	150,000	106,000	0	106,000
優秀選手餞別費	150,000	106,000	0	106,000
負担金	290,000	290,000	290,000	0
負担金	290,000	290,000	290,000	0
予備費	82,000	0	0	0
予備費	82,000	0	0	0
合 計	6,588,000	5,842,330	2,748,731	3,093,599

表4 補助対象予定経費の状況

(単位:円)

区 分	平成28年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予定経費
事業費	5,000,000	4,660,000	340,000
旅費	5,000	0	5,000
事務関係費	50,000	0	50,000
通信費	80,000	0	80,000
会議費	95,000	0	95,000
交際費	100,000	0	100,000
会場借用費	10,000	0	10,000
人件費	4,660,000	4,660,000	0
事業費	4,135,000	2,494,000	1,641,000
体育協会運営費	204,000	204,000	0
市民スポーツ振興事業費	140,000	100,000	40,000
ジュニアスポーツ育成費	220,000	220,000	0
選手強化費	800,000	800,000	0
受託事業費	1,411,000	0	1,411,000
広報費	930,000	930,000	0
地区体協各種大会補助	240,000	240,000	0
法人費用	190,000	0	190,000
研修費	140,000	0	140,000
理事研修費	70,000	0	70,000
研修費	70,000	0	70,000
奨励費	106,000	0	106,000
優秀選手餞別費	106,000	0	106,000
負担金	290,000	0	290,000
負担金	290,000	0	290,000
予備費	62,000	0	62,000
予備費	62,000	0	62,000
合 計	9,733,000	7,154,000	2,579,000

第3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、団体別及び着眼点別に記述する。

1 特定非営利活動法人 NPOさんじょう

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則にのっとり適正に補助金を交付しているが、独自の要綱等がないため、補助対象経費、補助率等が不明確である。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的は、地域住民、NPO、行政などと地域づくりを進めていくための中間支援組織として取り組んでいる非営利活動の基盤強化であり、補助対象事業は、NPO職員の人件費及び諸経費としており、公益上の必要性は十分である。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。適切に行われているか。

適切に行われている。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

適切に行われている。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

補助金の効果及び経営努力により、経常収益が増加したことから、平成29年度から本補助金は廃止される。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

人件費決算額に誤りがあったため、本監査における指摘により、収支決算書の修正報告が提出された。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。適切に行われているか。

適切に行われている。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に実施されている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

適正である。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

適正である。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

確立されている。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金の使途が適正であることから精算はなかった。

2 合同会社 燕三条スタイル

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則及び三条市創作活動支援施設運営補助金交付要領にのっとり適正に補助金を交付している。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的は、まちなかの特色あるまちなみ保全を通して地域の賑わい創出と、まちなかへの移住促進に繋げることであり、補助対象事業は、中心市街地における町家を活用した創作活動支援施設の運営としており、公益上の必要性は十分である。ただし、補助金交付申請書に事業計画の添付がなく、事業の詳細が不明である。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

適切に行われている。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

領収書の発行・保管及び経理簿等に不適切な事務処理が見受けられたため、適切な指導監督の必要がある。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

補助金交付申請書に詳細な事業計画がない。また、領収書と元帳に不整合が見受けられ、本監査における指摘により、収支決算書の修正報告が提出された。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。適切に行われている。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

事業計画の詳細は不明であるが、そのほかは適正に行われている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

経理簿等が整備されておらず、領収書等の保管も一部不適切であった。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

一部不適正であった。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

確立されている。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金の使途が適正であることから精算はなかった。

3 公益財団法人 三条市交通安全協会

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則にのっとり適正に補助金を交付しているが、独自の要綱等がないため、補助目的、補助対象経費及び補助率等が不明確である。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的は、交通安全思想の高揚及び交通事故防止活動を通じ、安全で住みよい地域づくりを図ることであり、補助対象事業は、栄及び下田支部の臨時雇い賃金並びに市の移管事業としており、公益上の必要性は十分である。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
適切に行われているが、実績報告書及び補助金等確定通知書の決裁を課長専決とすべきところ課長補佐専決としていた。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
適切に行われている。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
適正である。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
適切に行われている。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
適正に実施されている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
入金伝票及び経費支出帳簿に押印漏れが見受けられた。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
適正である。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
栄及び下田支部において帳簿等の決裁者が、本部と相違していることから、改善が必要である。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
補助金の使途が適正であることから精算はなかった。

4 一般社団法人 三条市体育協会

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
三条市補助金等交付規則により補助金を交付しているが、独自の要綱等がないため、補助目的、補助対象経費及び補助率等が不明確である。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的を要綱等で明確に示してはいないが、補助金は、事務局運営経費、広報費及び市からの体育協会及びスポーツ少年団事務局移管分の経費としており、公益上の必要性が認められる。

- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
適正である。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
実績報告書に添付すべき補助金収支明細書が作成されていないため、作成・添付するよう指導が必要である。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
市が共催又は後援する事業の実施に当たって、事業の内容及び計画等について協議しており、適切に行われている。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
適正である。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
適切に行われている。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
適正に実施されている。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
領収書の宛名や支出命令書の日付などに一部記入漏れがあった。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
適正である。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
確立されている。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
補助金の使途が適正であることから精算はなかった。

第4 まとめ

今回、監査の対象とした補助事業については、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

中間支援組織運営補助金においては、平成21年度から交付し、その効果及び対象団体の経営努力により、経常収益が増加し、本補助金は平成28年度まで交付してきたが、平成29年度から廃止することとなった。

三条市創作活動支援施設運営補助金においては、補助金交付申請時に事業計画の添付がなかったり、経理簿等の不備、契約書の確認不足等があったが、施設運営に関しては、対象団体の経営努力により、その効果も上がっている。

交通安全協会補助金においては、対象団体の活動により交通事故の防止が図られている。一方、事務処理においては、入金伝票及び経費支出帳簿の押印漏れや各支部において帳簿等の決裁者が本部と相違しているなどの不備が見受けられた。所管課関係では、補助金交付事務において、三条市補助金等交付規則に基づき事務を行っているとしているが、独自の補助金交付要綱等を制定し、補助目的、補助対象経費及び補助率等を明確にすべきものとする。

市体育協会補助金においては、対象団体の活動によりスポーツの普及・振興が図られている。一方、事務処理においては、領収書の宛名や支出命令書の日付などに一部記入漏れがあった。また、補助金交付申請書や実績報告書に補助金収支が添付されておらず、事務事業全体の収支と区別されていなかった。所管課関係では、補助金交付事務において、交通安全協会補助金と同様に補助金交付要綱等を制定し、交付すべきとする。

以上のことから、所管課においては、改善を要する部分について速やかに検討をするとともに、対象団体に対する指導・助言を含め、適切な事務事業の執行に努められたい。

また、対象団体においては、対象事業の遂行のため御尽力いただいていることに敬意を表するとともに、更に実効性のある取組を推進されるよう期待するものである。